

# 京・くらしの安心安全情報 第5号

京都市文化市民局市民生活部市民総合相談課

## 1 相談の概要

※ 4月～11月の相談件数は5,556件で、前年同時期(5,486件)と比べ横ばい!

※ 依然として被害が多い不当請求・架空請求!

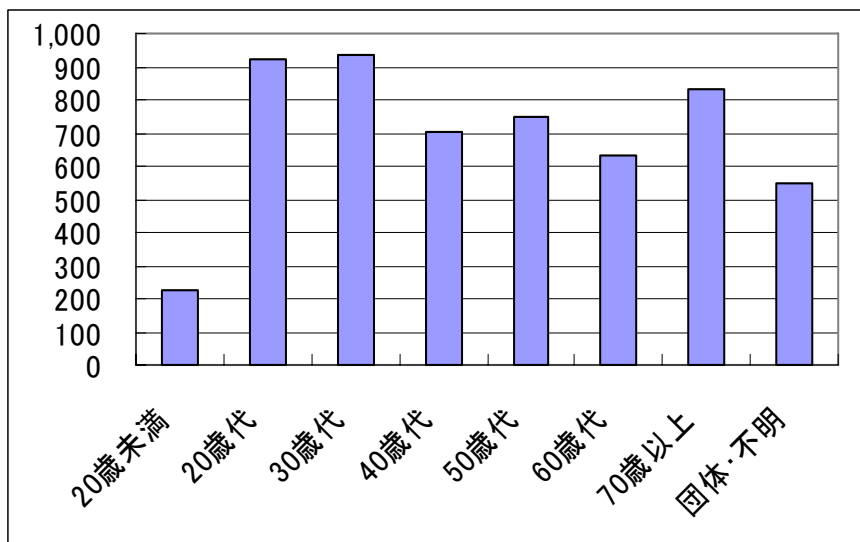
相談ワースト 10

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	1,704	30.7%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
賃貸住宅	377	6.8%	敷金返還トラブル
食器・台所用品	176	3.2%	浄水器
書籍・印刷物	142	2.6%	同窓会名簿, 紳士録
家屋修繕工事	135	2.4%	屋根, 床下工事, 設備工事
教室・講座	123	2.2%	英会話教室
電報・電話	115	2.1%	通話料, パケット通信料
理美容	113	2.0%	エステサービス
文具・事務用品	107	1.9%	電話機類, パソコン機器類
その他	2,564	46.1%	
合計	5,556	100.0%	

## 年齢構成

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	225	923	938	705	751	634	833	547	5,556
構成比	4.0%	16.6%	16.9%	12.7%	13.5%	11.4%	15.0%	9.8%	100%



### ※ 依然として被害の多い不当請求・架空請求

インターネットのサイトで有料であることを気づかせないような画面をクリックしたり、不審な事業者からのワン切り電話番号へ電話ただけで情報料を請求される、いわゆる「不当請求」や、ハガキ等で買ってもしない商品の代金を請求されたり、身に覚えのない借金の取り立てをされたりする、いわゆる「架空請求」に関する相談が多く寄せられています。

下表のとおり、不当請求・架空請求に関する相談は年齢層に関係なく寄せられており、誰もが被害に遭う可能性があります。

(不当請求・架空請求に関する年齢別相談件数)

年齢	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	団体・不明	合計
件数	154	287	287	198	247	188	219	124	1,704
構成比	9.0%	16.8%	16.8%	11.6%	14.5%	11.0%	12.9%	7.3%	100%

不当請求や架空請求に対しては、代金を支払う必要はありません。覚えのない代金引換郵便も受取りを拒否できます。また、不用意に請求先に連絡をとらないようにしてください

#### 参考

国民生活センター：<http://www.kokusen.go.jp/>

## 2 お知らせ

### ※ 電気ストーブに関する注意喚起について

電気ストーブの発煙・発火等の事故によるリコール情報と、事故の未然防止のための電気ストーブの使用上の注意事項について注意喚起しています。

⇒製品評価技術基盤機構ホームページ (<http://www.jiko.nite.go.jp/news/news77.html>)

### ※ シャワー付きBFふろに関する注意喚起について

(株)ガスターが製造し、大阪ガス(株)が販売したシャワー付きBFふろ釜の一部の製品において、給湯ならびにシャワーを一度止めて再度使用する場合に高温水や蒸気が出る可能性があることが判明したため、注意喚起しています。

⇒国民生活センターホームページ ([http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20061213\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/recall/data/s-20061213_2.html))

⇒大阪ガス株式会社ホームページ (<http://www.osakagas.co.jp/oshirase/furo.html>)

### ※ 近畿地域消費者セミナーの開催について

悪質商法の手口とその対処法等についての知識を深めるための消費者セミナーを開催します。併せて消費者相談コーナーを設け個別消費者相談も行います。

・日時：平成19年3月8日(木)午後1時30分～5時(セミナー)

午後1時40分～4時30分(個別消費者相談)

・場所：ハートピア京都(京都府立総合社会福祉会館)

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地(TEL075-222-1777)

・主催：近畿経済産業局 ・後援：京都市，京都府 他

・申込：申込用紙(近畿経済産業局のホームページからダウンロードできます)に、氏名・ふりがな、電話番号等を記入の上、近畿経済産業局へファックス又はメールで申し込んでください。

近畿経済産業局 電話：06-6966-6027 FAX：06-6966-6085

電子メール：kin-shouhishasemina@meti.go.jp

### ※ 高病原性鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザについては、これまで、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染したという事例の報告はありません。本市では、鳥インフルエンザに関する情報収集や連絡体制に万全を期すため、京都市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部を設置しました。

鳥インフルエンザに関する詳細情報については、

⇒厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>)

⇒京都市情報館(京都市高病原性鳥インフルエンザ警戒本部情報等)

([http://www.city.kyoto.jp/shobo/hedline/inf\\_keikai.htm](http://www.city.kyoto.jp/shobo/hedline/inf_keikai.htm))

※ 平成19年度消費生活モニターの募集について

消費生活に関する意識調査に対して回答していただく他、本市からお送りする消費生活情報を活用し、身の回りの方（特に高齢者）が消費者トラブルの被害に遭わないように、日常生活の中での目配り、気配り、声かけによる「見守り活動」を行っていただく消費生活モニターを募集します。

詳しくは市民総合相談課ホームページをご覧ください。（応募締切：3月20日）  
(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>)

3 トピックス

※ 悪質な水道修繕業者にご注意ください

（相談事例）

「トイレの水が止まらなくなったので、折込広告で知った業者に連絡して修理をしてもらったが、高額な料金を請求された。どうすればよいのでしょうか？」

折込広告等で知った水道修繕業者へ修理を依頼した人が高額な代金を請求されるなどのトラブルに関する相談が寄せられています。これは、「緊急・出勤・24時間・低料金」をうたい文句に、緊急時における消費者の心理につけこんだ手口です。

トラブルを避けるためには、工事に着手する前に、必ず工事の内容をよく聞き、見積書を提出してもらい、十分に納得してから契約してください。

契約内容と違った不当に高額な料金を請求された場合は、市民生活センターにご相談ください。

なお、上下水道局では、指定業者1社を夜間及び土日祝日に待機させる体制をとっていますので、緊急の場合でも、修繕工事の申込みは、最寄りの営業所にご連絡ください。

⇒**参考** 上下水道局ホームページ：<http://www.city.kyoto.jp/suido/main.htm>

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。  
京都市市民生活センター ☎256-0800（消費生活相談専用）  
京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F  
(<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>) をご覧ください。

\* 週末の相談は、消費生活週末（土日）電話相談へ：  
257-9002 午前10時から午後4時

